精神分析的サイコセラピーインスティチュート・大阪 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、精神分析的サイコセラピーインスティチュート・大阪と称する。

(所在地)

第2条本会の所在地は、大阪市都島区片町2丁目1番40エスト・ヌーヴォー201号に置く。

(設立年月日)

第3条本会の設立年月日は平成28年8月28日とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、精神分析的サイコセラピーの訓練と研究及び普及に関する活動を行い、 心の健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精神分析的サイコセラピーの訓練
- (2) 精神分析的サイコセラピスト資格認定
- (3) 精神分析的サイコセラピーに関する研修
- (4) 精神分析的サイコセラピーに関する研究
- (5) 精神分析的サイコセラピーに関する広報
- (6) 精神分析的サイコセラピー実践の支援
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条本会の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員は、日本精神分析学会認定精神分析的精神療法医もしくは心理療法士、本会認 定精神分析的サイコセラピストのうち、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 準会員は、本会の精神分析的サイコセラピー訓練生として認められた者とする。
- (3) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (4) 団体会員は、本会の事業を賛助するために入会した団体とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会事務局に提出し、理事会の 承認を得るものとする。

(会費)

第8条会員は、以下に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 入会金 30,000 円 会費 30,000 円
- (2) 準会員 入会金 15,000 円 会費 15,000 円
- (3) 賛助会員 入会金 10,000 円 会費 10,000 円
- (4) 団体会員 入会金 50,000 円 会費 100,000 円

(休会)

第9条 会員は、出産、留学、病気等の事由により、会の活動参加が困難になる場合、理事会の承認を持って、休会することができる。休会中の会費は納入しなくてもよい。また休会中は、会の活動には参加しないものとする。

(误会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、理事会の議決によりこれを除名 することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 別に定める倫理綱領に違反する行為をしたとき。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

- 第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

第4章 役員及び職員

(役員)

- 第13条本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、副会長1名を置くことができる。

(役員の選任)

- 第14条 理事及び監事は総会において選任する。
- 2 会長及び副会長は理事の互選とする。

(役員の職務)

- 第15条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 会長以外の理事は、本会の業務について本会を代表しない。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 会長の業務執行を補佐するために、理事の中から、訓練カリキュラム委員長、相談室 運営委員長、研修委員長、事務局担当理事を選任し、副会長を含めて業務執行理事会を 構成する。
- 6 監事は、理事の業務執行及び本会の財産の状況を監査する。

(役員の任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、総会での後任の役員が選任されていない場合に限り、任期 の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張することができる。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者 の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解 任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

- 第18条 本会に、事務長、会計その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第20条総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるい は電子メールでもって、開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第25条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第26条各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができ る。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第30条理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の 請求があったとき。

(招集)

- 第31条理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事 会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電子メールでもって、開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

- 第33条理事会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第34条各理事の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席した ものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第35条理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第36条本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第37条この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第38条この会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに会長が策定し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第39条前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講 じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算費の設定及び使用)

- 第40条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算 の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第42条本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条本会の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。 第8章会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第45条この会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

- 第46条本会は、次に掲げる事由により解散する。
- (1)総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第48条本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

第9章雜則

(細則)

第49条この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この会則は、この会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 手塚千惠子

副会長 小林俊三

監事 北村隆人

理事 吾妻 壮

理事 日下紀子

理事 館 直彦

理事 近松典子

理事 辻河昌登

理事 飛谷 渉

理事 平井正三

理事 津田真知子

会計 南里裕美

会則変更履歴

2022年12月18日 第7回総会 第9条(休会)追加